○吉川久美子委員（日本看護協会常任理事）

はい、ありがとうございます。118 コマ目の認知症対策に関する論点について看護の立場から発言させていただきます。

論点１つ目の認知症ケア加算２につきまして、資料の 106 コマ目に挙げていただいたように加算２を取っている施設の中でも認知症に関する専門性の高い看護師を配置している施設では、身体拘束の実施割合、また実施日数が少ないことが明らかになっておりますので、認知症に関する専門性の高い看護師の配置に対する評価はぜひお願いしたいと思います。

論点２つ目について、せん妄予防の取組を評価することは看護の立場からも非常に重要なことであると考えます。

先ほど、今村委員また猪口委員のご意見にもありましたように、特に手術や病態等が危険因子となっている場合は、せん妄予防の取組を十分に行ったとしても発症する患者さんが一定数います。

資料の 108 コマ目にありますように、せん妄は死亡率の上昇や入院期間の長期化などと関連するとともに、危険行動による事故などのさまざまな問題がありますので、発症した場合は非常に手厚い看護や医療を提供する必要があります。

そのため、予防のみではなく、せん妄を発症した患者さんへの取組も評価していただけるよう、ご検討をお願いしたいと思います。以上です。

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

ほかいかがでございましょう。では幸野委員、お願いいたします。

Copyright © 2019 http://chuikyo.news ――中医協ニュース―― All Rights Reserved

〇幸野庄司委員（健康保険組合連合会理事）

はい。128 ページの最後の論点なんですが、「患者に分かりやすく診療内容を伝えるため、明細書以外にもどのような方策（が考えられるか)」ということなんですけど。

患者は、休日とか時間外とか深夜とか後発医薬品体制加算とか、そういうのは読めば分かるんですが、読んでも分からないような加算がありますので、それについては医師の方、あるいはスタッフの方からこれはこういう加算ですよっていうのを説明する義務があろうかと思います。

その典型例が、先日議論しました機能強化加算。これ、患者誰も分からないと思います。こういうものについては読んでも分からないので、しかも自動的に上乗せされるんで、診察前にちゃんと説明の義務を果たすということが必要なんじゃないかというふうに思います。以上です。

〇田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

では松本委員、お願いいたします。

〇松本吉郎委員（日本医師会常任理事）

あのまあ、「診察前」にっていうことをおっしゃいましたけども、でしたら受診前に保険者側からしっかりと説明してあげてください。

（会場、笑い）

それもよろしくお願いいたします。

Copyright © 2019 http://chuikyo.news ――中医協ニュース―― All Rights Reserved

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

では松浦委員、お願いいたします。

○松浦満晴委員（全日本海員組合組合長代行）

ありがとうございます。明細書のですね、無料発行の件なんですけども、先ほど間宮委員のほうからもお話がありましたように、これはですね、もう長い間検討している形ですからもうそろそろ義務化をすべきではないかなというふうに思います。

ただですね、先ほど松本委員もおっしゃってましたように義務化をするからと言って全部をそうして、どうしてもできない部分で、地域によっては医療機関がなくなってしまうという可能性が出てきますので、それについてはなぜ発行できないかっていう理由をですね、ちゃんと個別に確認をして、それについては別の次元でちゃんと対応していきながら義務化を進めていくっていうふうにやっていくべきではないかなっていうふうに思います。

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

では林委員、お願いいたします。

○林正純委員（日本歯科医師会常務理事）

はい、ありがとうございます。これ、歯科に関しましても、かなり患者に分かりやすく説明できるシステムを構築しながら明細書に関しては取り組んできたところでございます。

かなり減ってはきておりますけれども、やはりまだ一定数、手書きのレセプト等の先生方もいらっしゃっていることは間違いない１割強の診療所としては、それで対応をしております。

分かりやすく患者に説明するということは十分理解はしておりますけれども、それがイコール「明細書の提出」という形につながることなのかどうか。

明細書の中でも、非常に分かりにくい項目もございますので、短絡的に明細書の勤務化ということにつなげるということは反対したいと思っております。以上です。

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

ほかいかがでございましょう。では間宮委員、お願いいたします。

○間宮清委員（連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員）

やっぱり明細書に書かれていることが理解できないなんていうのはこれは本当にこう、もったいない

Copyright © 2019 http://chuikyo.news ――中医協ニュース―― All Rights Reserved

話でありまして。

まず、やっぱり取り組むべきことっていうのは、分かりやすい名称にするということが大事だというふうに思います。

その分かりやすい名称にするまでの間っていうのはですね、やっぱり書かれているものをどこかに入力するとね、患者でも分かり、理解できるような言葉で解説するような何かこう、アプリですとかね、そういうものができたらいいのかなというふうに思います。

やっぱり医療機関での説明っていうのは、やっぱり少なからず必要だと思うんですよね。やっぱり患者に明細書を渡すときに、ここの病院はこういう加算が付いていますよっていうのを一言、言うだけでも全然違うと思いますんで、そこで懇切丁寧に、この中身はこうで、算定要件はこうで、なんていう話をする話ではないと思いますんで、こういうのが付いていますよっていうのだけを伝えればですね、伝えてですね、それがまたあとで患者が調べて、こういうことなんだっていうことが理解できるような、そういう環境を整えるということも大事だというふうに思いますんで、それはまあ、保険者だけの仕事ではなくて、やはり厚生労働省も先頭に立ってやっていただきたいというふうに思います。以上です。

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

では吉森委員、お願いいたします。

○吉森俊和委員（全国健康保険協会理事）

はい、ありがとうございます。明細書については皆さんそれぞれ意見をおっしゃってますけれども、やはりこの明細書の役割っていうの、これで全てを果たすというのは大間違いだと思います。

この明細書っていうのはまず診療行為がこういうことであったっていうその状態を結果として費用がこうでっていうようなところでとどめるわけで。

今、間宮委員もお話ししてましたけれども、そういうことかっていうことで、これってどういうことだろう、そういうリテラシーについてはわれわれ保険者も適切な受診の仕方とかですね、そういうことで啓発、啓蒙を深めているところでありますけれども、事細かくいろんな事っていうのは１つずつ、その状況に応じてですね、リテラシーを高めていくっていうことを進めていくためにどうするかっていうことを考えればいいんで。

先ほど松本委員がおっしゃったように、受診前にやるべきだっていう、受診した時にこういう結果が出るっていうのを予想できないんで、それは先生たちに診てもらって、こうだっていうことで、こういうことですよっていうことがあると思いますんで、この明細書で全てっていうことではないですけれども、それぞれがそれぞれの役割を果たして医療保険制度の中でやるべきことをやっていく。そのためにはどうするか。

一番は、個人的に思ってますのは診療報酬体系が非常に複雑化してしまったということが大きな問題だろうと思ってますんで、これを分かりやすくどうしたらいいかっていうのは、このステークホルダー全員が知恵を出し合わないといけないんだろうというふうに思ってます。われわれ保険者も、しっかりとその辺は保険者機能を果たすために努力していきたいというふうに思っております。

Copyright © 2019 http://chuikyo.news ――中医協ニュース―― All Rights Reserved

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

ほかいかがでございましょう。では間宮委員、お願いいたします。

○間宮清委員（連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員）

細々とすいません。論点の３点目で、「患者に分かりやすく診療内容を伝えるため、明細書以外にもどのような方策が考えられるか」というんで、１つは明細書の文言について調べる環境を整えるというのもあるんですけれども。

もう１つはちょっと、前々から発言してますけれども、検査結果のデータをですね、患者に提供するっていうことも１つの手なんじゃないかなっていうふうに思います。

過去にはですね、検査結果っていうのの取り違いですとか、読み違えですとか、３カ月ぐらい前のデータとか１年ぐらい前のデータで医師が判断してしまって、あとで取り返しのつかないことになったっていう事例だってありましたから、そういう意味では患者もですね、自分の検査結果のデータを持つというのは、いろんな意味でセカンドオピニオンでもそうですし、ほかの医療機関で診てもらうっていうこともできるわけですから、今、データにするっていうのはそんなに難しいことではないですから、その検査結果のデータっていうのを提供するっていう、そういうことについて、保険の診療報酬として点数を付けると、そういうことも考えていってもいいんじゃないかなっていうふうに思います。以上です。

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

では今村委員、お願いいたします。

○今村聡委員（日本医師会副会長）

はい、ありがとうございます。今、間宮委員からご指摘のあった検査結果を患者さんに、というのは、基本的に今、血液の検査等についてはほとんど患者さんに全部渡していると思います。

そうでないような、例えば画像のデータみたいなものについてはですね、非常に容量が大きいとか、そういうものをＣＤに焼いてお渡しするとかっていうことはたぶん病院もかなりやっておられて、患者さんの希望にお応えしてないっていうことはほとんどないというふうに理解をしています。

特に、紹介した患者さんについてはですね、病院側から必ず紹介した医療機関にそういった画像データあるいは血液のデータも含めて患者さんを通して渡されるケースもありますし、郵送されてきたものを患者さんが外来に来た時にかかりつけ医が説明をするというような形ですので、よほど特殊な何かそういうことがない限りは患者さんに血液のデータ等のデータをお渡しするっていうことは実際に行われているっていうふうに思います。

それから、明細書の説明については先ほど幸野委員からも、かかりつけ医等の医療機関側の義務だっていうお話もありましたけれども、先ほど吉森委員もお話あったように、これやっぱり、医療っていう

Copyright © 2019 http://chuikyo.news ――中医協ニュース―― All Rights Reserved

のは患者さんと医療者の信頼関係の上に成り立っているものだというふうに思います。

医療機関側に、明細書の発行が今ほとんどこう、よほどの例外がない限りは義務的にもう行われているという、起点は医療機関側にあります。

その明細書の中に書かれている中身っていうのは、先ほど吉森委員もおっしゃったように、決してですね、患者さんに分かりやすいような診療行為になってない。

中医協のこの議論を見ててもですね、この資料を見て、これだけの中身をですね、理解できる人っていうのは全て、全部理解できてる人は、中医協委員でもなかなかそんなにはいないわけで、それをですね、患者さんにいちいち逐一説明する義務っていうものではなくて、患者さんが受け取った時に「いや、これってどういうことなんですか」って聞かれた時に、「これはこうなんじゃないですか」っていうような、まあ、その程度のものにしておかないと、医療機関側の負担もものすごく大きくなりますし、もともと分かりにくい診療報酬をですね、患者さん、これ、理解するったって、科学ではないので、科学ではない施設要件だとか算定要件みたいな話まで説明しだしたら、もうきりがない話だと思っておりますので、「適当に」という言い方は変かもしれませんけれど、そこそこにしておくっていうことが大事なんじゃないかなっていうふうに思ってます。

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

ほか、いかがでございましょう。1号（支払）側、118（ページ）に関して何かご意見等ございますでしょうか。認知症の所、1号側からご発言がなかったような……。

○幸野庄司委員（健康保険組合連合会理事）

いや、特に異論はありません。

○田辺国昭会長（東大大学院法学政治学研究科教授）

はい。ほかいかがでございましょう。よろしゅうございますか。それでは、ほかにご質問等もないようでございますので、本件に関わる質疑はこのあたりとしたいと存じます。本日の議題は以上でございます。

なお、次回の日程につきましては、追って事務局より連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、本日の総会はこれにて閉会といたします。どうもご参集ありがとうございました。

（散会）

Copyright © 2019 http://chuikyo.news ――中医協ニュース―― All Rights Reserved